

都道府県・政令指定都市名	奈良県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	健康福祉部こども・女性局女性支援課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 4 人、兼任 2 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	奈良県男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 7 年 7 月 20 日 根拠: 奈良県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	奈良県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 7 月 1 日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 18 年 4 月 ~ 28 年 3 月		
名 称	なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	奈良県男女共同参画条例
	公 布 日	平成 13 年 7 月 1 日
	施 行 日	平成 13 年 7 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(あれば、具体的に) 特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	① 平成24年4月1日	② 平成24年5月1日	③ その他:平成24年3月31日
目 標 値	27 年度まで	40 %	年度まで	%	年度まで %
根 拠	なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))				
対象となる審議会等の範囲	法律、条例及び要綱により設置された審議会等で、委員選任通知の対象であるもの				
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (119)	うち女性委員を含む審議会等数 (114)	
			延総委員等数 (1,263)	延女性委員等数 (409)	女性比率 (32.4)
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (76)	うち女性委員を含む審議会等数 (74)	
			延総委員等数 (867)	延女性委員等数 (272)	女性比率 (31.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数 (33)	うち女性委員を含む審議会等数 (32)	
			延総委員等数 (633)	延女性委員等数 (172)	女性比率 (27.2)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (8)	うち女性委員を含む審議会等数 (6)	
			延総委員等数 (52)	延女性委員等数 (8)	女性比率 (15.4)
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有 <input type="radio"/>			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	531 人 (平成 24 年 3 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> その他 (審議会委員等選任通知に基づく事前協議の実施)			

(*) 平成24年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化(2)へ)
 ○ 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
 ○ 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 ○ 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 ○ 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
 ○ 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 ○ 7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 ○ 無 名称等: 奈良県男女共同参画県民会議	加盟団体数	51団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 ○ 無	会 員 数	59人
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
 ○ 2. 市町村職員研修会の開催
 ○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
 ○ 4. 関係情報の収集提供
 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 ○ 6. 補助金等の交付 { 名 称 :
交付先 : }
- 7. その他 { 内容: 市町村男女共同参画連絡協議会との連携 }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 ○ 3. その他 { 内容: 昭和63年から自治大学校第1・第2部特別課程(旧:第1部特別課程)に女性を1名ほぼ毎年派遣している。 }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	23年度予算 (千円)	24年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	54,278	57,080	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	6,700	0	

14 仕事と生活の調和に関する取組

※該当するものに○をつけてください。

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に関する表彰制度の有無	○ 有 無	表彰の対象： 実施頻度：	○ 企業・組織 ○ 毎年	個人 数年に1回(定期的)	両方 その他
(2) 公契約の評価項目への採用状況	仕事と生活の調和に関する取組を公契約の評価項目に採用しているか	○ している ○ していない	対象となる入札事業：	すべて	一部	

15 平成24年度実施予定事業

実施予定事業の内容			
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 男女共同参画審議会 ・ 男女共同参画県民会議	男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査、審議する。 地域、職場、学校、その他あらゆる分野において、男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に、構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	委員15名 委員59名	8月開催 7月開催
2. 広報啓発 ・ 啓発パンフレットの発行 ・ 女性に対する暴力防止フォーラム ・ 男女共同参画イベント ・ 男女で考えるライフプラン・ワークプラン事業	男女共同参画に関する啓発パンフレットの発行・配布 DV、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力防止をテーマにした講演を実施。 講演、ワークショップ、パネル展示等 夫婦・パートナーが共通意識を持って、女性の「就業継続・再就職」及び「仕事と家庭の両立」の実現に取り組むためのハンドブックを作成、活用する。	200名 300名	11月開催 6/29～7/1開催
3. 講座 ・ 女性のための仕事と家庭の両立支援講座 ・ キャリアアップセミナー	子育て中の女性が「仕事」と「子育て」を両立しながら、いきいきと活躍するためには何が課題で、何が必要であるのかを、再確認・新発見をしてもらい、今後の就職活動や就業継続に活かしてもらうための講座を開催。 将来の女性管理職を増加させるため、経済団体・民間事業所の協力を得て、管理職養成を目的とした官民合同のセミナーを実施する。また、昨年度受講者には、仕事に対する意識・行動の変化を振り返り、今後のキャリアを確立するためにフォローアップセミナーを実施する。	20名 40名	8月開催 2月開催 10月開催 11月開催
4. 相談事業 ・ 子育て女性就職相談窓口	子育て中の女性を対象に、相談員による就職相談、求人情報等を提供。		
5. 情報収集・提供 ・ 女性人材情報バンク事業	政策決定・意思決定の場への女性登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村等に提供。		
6. 苦情処理 7. 交流促進 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 仕事と家庭の両立推進会議	事業主・経済団体・労働組合等から構成される官民連携の「仕事と家庭の両立推進会議」を設置し、事業所、特に中小企業において、ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組むための施策を検討する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 10. 調査研究 11. その他 ・ 市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議 ・ 地域女性活動連携推進事業	市町村の担当課長を集めて、県からの情報提供・各市町村での取組事例発表・情報交換などを実施。 県内に広く男女共同参画を浸透・定着させるため、女性団体が実施する事業を補助。	40名 100名	7月頃開催 10月開催

都道府県名 奈良県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成24年4月1日現在 ○(1,3) 平成24年5月1日現在 その他:平成 24年3月31日現在 ○(2)

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成 23 年 5 月 3 日 ~ 27 年 5 月 2 日
副知事	3 人 (女性 人、男性 3 人)			

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成24年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、24年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議	52	4	7.7	
2 国土利用計画地方審議会	15	5	33.3	
3 土地利用審査会	7	4	57.1	
4 都道府県交通安全対策会議	18	0	0.0	
5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	23	8	34.8	
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	23	6	26.1	
7 精神医療審査会	20	5	25.0	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9 都道府県医療審議会	16	4	25.0	
10 准看護師試験委員	13	6	46.2	
11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12 地方社会福祉審議会	26	9	34.6	
13 地方障害者施策推進協議会	15	6	40.0	
14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
15 都道府県農業共済保険審査会	8	4	50.0	
16 都道府県森林審議会	13	4	30.8	
17 都道府県建設工事紛争審査会	10	3	30.0	
18 建築審査会	7	3	42.9	
19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
20 都道府県都市計画審議会	25	4	16.0	
21 開発審査会	7	3	42.9	
22 私立学校審議会	12	4	33.3	
× 23 石油コンビナート等防災本部				
24 公害健康被害認定審査会	11	5	45.5	
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 26 都道府県児童福祉審議会				
× 27 地方港湾審議会				
× 28 土地区画整理審議会				
× 29 教科用図書選定審議会				
30 介護保険審査会	21	7	33.3	
31 道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
32 感染症の診査に関する協議会	9	5	55.6	
33 警察署協議会	156	45	28.8	
34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	4	1	25.0	
36 国民保護協議会	47	5	10.6	
37 地方独立行政法人評価委員会	6	2	33.3	
× 38 市街地再開発審査会				
× 39 都道府県職員委員会				
× 40 自然再生協議会				
× 41 審議会その他の合議制の機関				
42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
43 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	16	1	6.3	
合計	633	172	27.2	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 教育委員会	6	1	16.7	
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	3	0	0.0	
6 都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会				
9 内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合計	52	8	15.4	